

# 一般社団法人埼玉県介護支援専門員協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人埼玉県介護支援専門員協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、介護支援専門員の資質及び社会的地位の向上をはかり、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員養成・研修等事業
- (2) ネットワーク構築・支援等事業
- (3) 情報提供・出版及び書籍販売・相談等事業
- (4) 調査・研究・提言・評価等事業
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

## 第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、別に定める会費負担等に同意し入会した者
- (2) 準会員 当法人の目的に賛同し、別に定める会費負担等に同意し入会した者

(入会)

第6条 当法人の会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。ただし、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合においては、その会員に対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になった時
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

### 第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び合併
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、社員の全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合には、社員総会の日の2週間前までにその通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において出席した社員の中から選出する。

(定足数)

第16条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権等)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により議決し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

3 前項の規定により書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) その他法令で定められた事項
- 3 第1項、第2項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 解散
  - (2) 合併
- (議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- 2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

#### 第4章 役員

(役員を設置)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。又、3名以内の副理事長を置くことができる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その業務の執行に係る職務を代行する。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第28条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(6) 役員等の責任の一部免除

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度3回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 一般法人法第101条第2項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(招集手続き)

第33条 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議・報告の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印する。

## 第6章 支部

(支部)

第38条 当法人は、従たる事務所のほか、第3条で定める目的を達成するため及び当法人と会員との連絡調整を図るため、支部を設置することができる。

2 支部の区域は、理事会の決議に基づき、これを定める。

3 支部には、支部の事務を行うため、支部長1名及び規則で定めるその他の役員を置くことができる。

4 支部長は、支部を代表し、支部の事務を統括する。

(支部規則)

第39条 この定款に定めるもののほか、支部に関し必要な事項は、理事会が定める。

## 第7章 事務局

(事務局)

第40条 当法人の事務を処理するため、当法人に事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

2 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が委託し、職員は理事長が任命する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

## 第8章 計 算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置く。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置く。

(剰余金の分配の禁止)

第44条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会の決議をもって変更することができる。

(解 散)

第46条 当法人は、社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(合 併)

第47条 当法人が合併しようとするときは、社員総会の決議を経なければならない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第11章 雑 則

(残余財産の帰属)

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

(規定等)

第50条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営上必要な事項は、一般法人法その他の法令に従い、理事会の決議により理事長が別に定める。

## 第12章 附 則

(最初の事業年度等)

第51条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

2 当法人の設立当初の入会金及び会費は、第7条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(設立時の役員)

第52条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	野呂 牧人
設立時理事	渡邊 良夫
設立時理事	長谷川 佳和
設立時代表理事	野呂 牧人
設立時監事	河原 せつ子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第53条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所	埼玉県
設立時社員	山本 隆雄
住 所	埼玉県
設立時社員	武石 正子

(法令の準拠)

第54条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人埼玉県介護支援専門員協会設立のため、設立時社員山本隆雄他1名の定款作成代理人福本恵は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成26年12月17日

設立時社員	山本 隆雄
設立時社員	武石 正子

定款作成代理人 福本 恵

